

東日本大震災における被災地医療支援に係る兼業の特例に関する細則を
廃止する細則

(令和 7 年 10 月 21 日学長裁定)

東日本大震災における被災地医療支援に係る兼業の特例に関する細則（平成 23 年 8 月 23 日学長裁定）は、廃止する。

附 則

この細則は、令和 7 年 10 月 21 日から施行する。

【制定理由】

東日本大震災における被災地医療支援に係る兼業の特例が不要になったことから、関連する細則を廃止するものである。